

# 令和5年度 物価高騰対応 均等割のみ課税世帯臨時追加給付金 (10万円 / 1世帯) の御案内

## 給付額

1世帯当たり **10万円**

## 給付対象

### 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯

令和5年12月1日に清水町に住民登録がある、  
世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税で、うち少なくとも  
1人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯。

※ただし、以下のいずれかに該当する世帯は除きます。

- ① 令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯  
(青色事業専従者及び事業専従者を含む)
- ② 他市町村で本給付金を受給された世帯
- ③ 租税条約による免除の適用により住民税が課されていない人を含む世帯
- ④ 令和5年1月2日以降の入国者又は出生者を世帯主とする世帯

## 手続方法

### ●支給通知書兼決定書が届いた世帯

- 1 「令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金(3万円)」を均等割のみ課税世帯の要件で受給され、世帯員の構成に**変更がない世帯**です。
- 2 **手続きは不要**ですが、  
次の場合に限り、手続きが必要です。(電子申請での申請も可能です。)
  - (1) **振込先の変更**を希望される場合
  - (2) 給付金の**給付を辞退**する場合
- 3 届出期限は、**令和6年4月5日(金曜日)必着**となります。
- 4 期限までに手続きが無かった場合は、通知した口座に振り込みます。

### ●確認書・申請書が届いた世帯

- 1 「令和5年度清水町価格高騰重点支援臨時給付金(3万円)」を均等割のみ課税世帯の要件で受給され、世帯員の構成に変更がある世帯、または、令和5年6月2日から12月1日までに本町へ転入され、上記「支給対象になる世帯」に該当する世帯です。
- 2 **手続きが必要**です。届いた確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封の返信用封筒で郵送、または、町福祉介護課へ持参ください。  
(本人申請で、確認書の場合に限り、電子申請での申請も可能です。)
- 3 **返送期限は、令和6年7月1日(月曜日)必着**となります。
- 4 期限までに、返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

裏面のよくあるお問い合わせもご覧ください>>>

## 問い合わせ先

清水町福祉介護課地域福祉係

(物価高騰対応均等割のみ課税世帯臨時追加給付金担当) ☎055-981-8207

## 本給付金に関するよくあるお問い合わせ

- Q** 前回の3万円給付では、課税世帯の扶養になっている世帯も対象であったが、今回除外となったのは何故か。
- A** 前回の3万円給付では、国の基準が各市町の判断とされていたため、本町では課税世帯の扶養になっている世帯も対象としましたが、今回の給付金では、**国の方針により、「令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯」(いわゆる課税世帯の扶養になっている世帯)は今回の支給対象ではありません。**
- Q** どのような世帯が住民税均等割のみ課税(所得割非課税)世帯の支給対象となりますか。
- A** 令和5年12月1日(基準日)において、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分住民税均等割のみ課税者(所得割が非課税)のみで構成される世帯、又は均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯です。<※清水町の均等割額は5,400円(町民税3,500円、県民税1,900円)です。>ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。なお、令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金(7万円)を受給した世帯(受給対象世帯を含む)も対象外となります。
- Q** 令和5年度住民税はいつの所得で判定されますか。
- A** 令和4年1月~12月までの所得により判定されます。現在実施している確定申告(令和5年の所得を申告)ではありません。
- Q** 「扶養親族等」とは何か。
- A** 「扶養親族等」とは、地方税法上の配偶者控除や扶養控除(16歳未満の者を含む)の対象となる親族のことです。青色事業専従者および事業専従者も含まれます。確定申告や年末調整で、ご家族が配偶者控除・扶養控除の対象として申告し、扶養親族等となっていることが想定されますので、ご家族に必ず確認してください。  
例えば、親(住民税課税)に扶養されている大学生(住民税非課税)の単身世帯や子(住民税課税)に扶養されている高齢者の世帯(住民税非課税)は支給対象外となります。
- Q** 課税世帯の扶養になっている世帯であるが、通知が送られてきた。給付が受けられるということでしょうか。
- A** 他市町に居住する課税世帯の扶養となっている方については、本町では把握できない場合があります。通知が送付される場合もあります。御家族やお子様の御世帯に御確認ください。  
**この場合、今回の給付は対象外になりますので、本給付金は辞退してください。**なお、後日、対象外世帯であると判明した場合、本給付金は返還していただきますので御注意ください。
- Q** 「18歳未満の子ども1人に対し、5万円を上乗せする」との報道があるが、今回上乗せされていないのは何故か。
- A** 本町では、上乗せ加算分を別の給付金(令和5年度物価高騰対応低所得子育て世帯臨時加算給付金)として、給付します。対象となる世帯には、別途通知をしますので、御確認ください。
- Q** 今回の給付金も差押禁止の対象であるか。
- A** 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」において、差押禁止および非課税の対象となります。

## 本給付金の詳細情報はホームページをご覧ください

本給付金の詳細情報等について、清水町公式ホームページで随時情報を発信していますので、御確認ください。

【ホームページURL】

<https://www.town.shimizu.shizuoka.jp/fukushi/fukushi00151.html>



**給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください。**

**清水町から皆さまに、給付金に関して以下のお願ひなどは、絶対に行いません。**

- ・ 銀行やコンビニエンスストアのATM(現金自動支払機)の操作をお願いすること。
- ・ キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ ATMを自分で操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。

**おかしいと思ったら一人で悩まず警察署にご相談ください。**